

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会
第1回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和6年10月4日（金） 9時23分～11時17分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席2人（定数3人） 労働者代表委員 出席3人（定数3人） 使用者代表委員 出席2人（定数3人） 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 労働者代表委員 池内正博 鈴木敏和 谷口一幹 使用者代表委員 佐々木浩介 西田保夫 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事録	別紙のとおり

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度 第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員2名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員2名の合計7名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

次に9月13日の合同専門部会でご報告しましたとおり本専門部会の部会長を片山委員に、部会長代理を平井委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、片山部会長にお願いします。

○片山部会長

おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の片山です。よろしくお願いします。

それではまず初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢）

それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。

1 ページ資料 No.1、こちらは大津財務事務所が公表しました「法人企業景気予測調査」で7月～9月期見込の滋賀県下の調査結果をまとめたものとなっております。企業の景況について、全産業の現状判断は「下降」超、先行きは「上昇」超となっております。

9 ページ資料No.2、こちらは滋賀県鉱工業指数（令和6年7月速報）で、合同専門部会でお配りしたものの最新データです。生産指数・出荷指数は3か月ぶりの上昇、在庫指数は3か月連続の低下となっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○片山部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

（質問等なし）

特になければ、議題の「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今回を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議においても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側からお願いいたします。

○池内委員

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類になり、それ以降、社会・経済活動も急速に回復基調に向かってきたところで、現状、どの業種でも人手不足感が高まっているところです。とりわけ、中小企業において、厳しいという状況を踏まえて、今こそ人への投資が重要であると思っております。その重要な要素の一つに特定最賃の引き上げがあるものと考えております。

特定最賃は、以前から申し上げていますが、基幹労働者という位置づけの労働者を対象としており、高卒初任給の時間換算額に比べ、現状では低すぎると思っておりますので、引上げに向けて取り組みたいと思っております。

今年の春闘でも、連合の最終集計では、正社員で5.1%、連合滋賀の集計では、平均で5.18%の賃上げができておりますし、有期・短時間労働者の賃上げ額では時間額、約63円という、かつてない水準になっています。

人への投資を積極的に求めて、これまで以上の賃上げの広がりを進め、底上げを図っていきたいと思っております。

足元の経済情勢、とりわけ資源高、物価高により労働者の生活は、厳しい状況に至っておりますので、特定最賃の引き上げが大きく左右すると思っております。また、GDPの6割が個人消費といわれており、個人消費の拡大に向けても、最低賃金の引き上げが寄与すると思っております。

さらに、滋賀県内の業種間格差、近隣府県との地域間格差の是正に向けて労働者側としては、春闘結果も踏まえながら、真摯に審議を進めてまいりたいと思っております。

○片山部会長

ありがとうございます。

次に使用者側お願いします。

○西田委員

使用者側の特定産業別最低賃金に向けた、基本的な考え方を述べさせていただきます。

地賃の引き上げ額は、令和6年度1,017円と過去最高額の50円引上げ、率にして5.17%と使用者側としては不本意ではありますが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和6年までの9年間で累計253円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で見ると33.1%の大幅な引き上げとなっております。

その結果、現時点では特定最賃は全業種ともに埋没しているという実態であります。

一方、各産業を見ると多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械においても、それぞれが複合した仕事に携わり、今、産業別といったくくりで議論することが正しいのかということも私どもとしては考えているところです。

地賃が大きく引き上げられている状況の中、現在の「特定産業別最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと感じているところです。

特定産業別最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し真摯に労使で議論をしていきたいと考えております。

○片山部会長

ありがとうございます。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、その他ご意見等はございませんでしょうか。

〔意見等なし〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りますが、例年どおり専門部

会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

〔はい〕の声。

○片山部会長

それでは、まず、労働者側と公益側で個別協議し、次に使用者側と公益側で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

20分いただけますか。

○片山部会長

では、9時55分から労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4Fのテレビ会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4Fのテレビ会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用します。

平沢が労働者代表委員を、山下が使用者代表委員をご案内します。

○片山部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○片山部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、人手不足であるにもかかわらず、新規労働者の採用が困難な状況の中で、労働者に対して魅力を上げていく意味でも、賃上げは必要であるとの意見であり、特定最賃が基幹産業の技術を持った労働者の賃金であるということを見ると高卒初任給よりも低いという状況は相当ではないというご意見で、高卒初任給の時間換算額レベルまで引き上げることが妥当であるとの主張でした。

使用者側につきましては、製造業全体でみて業況は決して良くなく、自動車産業もその例外ではなく、特に滋賀県においては、自動車の生産・販売が停止された影響が大きく、これを無視することはできないものであり、これらを踏まえると賃金改定状況調査の引上げ率を目安とした引き上げが妥当であるとの主張でした。

以上から、本日のところは合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方が、更に歩み寄っていただいて、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし〕

○片山部会長

最後に事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（足立室長）

次回の第2回専門部会は、10月10日（木）午前9時30分から、この会場、滋賀労働総合庁舎6階共用会議室で開催いたしますので、ご出席、よろしく申し上げます。

○片山部会長

それでは、「第1回 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。